

事 務 連 絡
平成 2 5 年 3 月 1 2 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

重症熱性血小板減少症候群（SFTS）の国内での確認状況について
（情報提供）（その4）

日頃より感染症対策にご協力賜りありがとうございます。

標記の重症熱性血小板減少症候群（SFTS）につきましては、平成25年3月4日から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律114号）の四類感染症に位置づけられ、当該感染症の患者を診断した医師からの届出が義務づけられたところです。

本感染症に関する医療機関からの情報提供により、これまで5例の症例が確認されましたが、今般、新たに3例確認されましたので、情報提供いたします。

引き続き、過去の症例の掘り起こしも含め本感染症が疑われる患者があった際は、国立感染症研究所への情報提供及び検査等の相談をするよう、お願いします。

1. 新たに確認された症例（いずれも回復、国内感染疑い。）
 - ・高知県（80代の女性1名、平成24年4月発症。）
 - ・佐賀県（80代の男性1名、平成22年8月発症。マダニ咬着あり。）
 - ・長崎県（50代の男性1名、平成17年11月発症。）

2. 情報提供及び病原体診断等に関する問い合わせ先

国立感染症研究所村山庁舎 ウイルス第一部 担当：下島昌幸
電話番号：042-561-0771（内線3320）

（参考）

重症熱性血小板減少症候群（SFTS）について（厚生労働省ホームページ）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou19/sfts.html>